



平成 29 年 2 月 15 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)

問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574

(URL <http://www.aeria.jp/>)

当社子会社の取締役に対する 新株予約権 (有償ストックオプション) の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 15 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、以下のとおり、当社子会社の取締役に対して、有償ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本新株予約権は、本新株予約権の公正価格に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権を発行する目的

当社の連結子会社である株式会社リベル・エンタテインメント (以下、「リベル」) は、スマートフォン向けゲームの企画、開発、運営を行っております。平成 27 年 6 月より配信を開始した恋愛リズムアドベンチャー 『アイ★チュウ』 (iOS/Android アプリ) は、平成 29 年 1 月に 100 万ダウンロードを達成し、音楽 CD やキャラクターグッズの販売等へも展開しており、平成 27 年 12 月期から当社連結業績へ大きく貢献しております。

また、自社第二弾タイトルとして、平成 29 年 1 月 27 日にイケメン役者育成ゲーム 『A 3 ! (エースリー)』 (iOS/Android アプリ) の配信を開始いたしました。事前登録数 50 万人と配信前から注目の高いタイトルでしたが、配信 5 日で 100 万ダウンロード、配信から 2 週間経たず 150 万ダウンロードを突破しております。

ダウンロード数は現在も好調に推移しており、『A 3 ! (エースリー)』においても平成 29 年 12 月期の連結業績へ大きく貢献することが期待されます。

この度、『アイ★チュウ』プロデューサー及び『A 3 ! (エースリー)』エグゼクティブプロデューサーであるリベル取締役 1 名に対して、今後も当社グループでの中長期的な業績拡大及び企業価値の向上に取り組むにあたり、それらに対する貢献意欲を高める目的から、平成 29 年

12月期におけるリベルの四半期業績目標の達成を行使条件として、第14回新株予約権を有償にて発行することといたしました。

本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、80,000株となり、本日現在における当社の発行済株式総数の1.04%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものとして認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、次のとおりとなります。なお、当該金額は、当社と利害関係取引のない第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、取締役会決議前日の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株価の終値 3,215 円、株価変動性 57.70%、配当利回り 0.31%、無リスク利率 Δ 0.267%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 3,215 円、満期までの期間 1 年）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を換算して、算定価額を上回る価額に決定したものであります。

第14回新株予約権 4,117 円

3. 新株予約権の発行要領

[第14回新株予約権]

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は100株とする。

(2) 本新株予約権の総数

800 個

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成29年2月14日の東京証券取引所における普通取引の終値と同値である3,215円とする。なお、行使価額は第(4)項によって調整されることがある。

(4) 行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

i. 本項第③号 ii. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合

(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- iv. 本号 i. 乃至 iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i. 乃至 iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
- ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。
- iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号 ii. の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- i. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- iii. 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤ 本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号 iv. の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権の権利行使期間
本新株予約権を権利行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成 29 年 3 月 15 日から平成 30 年 3 月 14 日までとする。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社子会社の取締役、従業員、顧問等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社子会社の取締役、従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。
- ②本新株予約権者は、平成 29 年 12 月期の事業年度にかかる当社が提出する四半期報告書に記載されるレビュー済みの当社連結財務諸表に含まれる、連結子会社リベルの連結消去前の個別損益計算書において、各四半期会計期間の何れかで通期ベースで売上高 1,000 百万円以上及び営業利益 300 百万円以上の進捗が確認される数値（四半期会計期間では売上 250 百万円以上及び営業利益 75 百万円以上）となった場合において、本新株予約権の全部を行使することができる。
- ③新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(7) 本新株予約権の取得事由

- ①本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 5 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、無償で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

資本金の増加額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加額の 2 分の 1 の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に

沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記（５）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（５）に定める行使期間の末日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（９）に準じて決定する。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑦ その他新株予約権の行使の条件

上記（６）に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の取得に関する事項

上記（７）に準じて決定する。

⑨ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(11) 本新株予約権の行使請求および払込の方法

① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第(12)項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

② 本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。

(12) 本新株予約権行使の効力発生時期等

① 本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

② 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(13) 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(14) 本新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

(15) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

(16) 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり 4,117 円

(17) 本新株予約権の払込金額の総額

3,293,600 円

(18) 本新株予約権の割当日

平成 29 年 2 月 15 日

(19) 本新株予約権の払込期日

平成 29 年 2 月 28 日

(20) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社子会社の取締役 1 名 800 個

以上